

行政不服審査法に基づく 審理員・行政不服審査会委員の意見交換会

行政問題委員会 副委員長 東 尚吾

1 はじめに

行政不服審査法の改正法が平成28年4月1日に施行されています。新たな手続では、不服申立方法が原則として審査請求に一本化されました。そして、まず審理員が審理のうえ審理員意見書を作成し、さらに、行政不服審査会の諮問を経て、審査庁が裁決するという基本的な流れとなっており、これを国の行政機関だけでなく都道府県及び市区町村という全ての地方自治体で導入することになりました。

そして、新たな制度開始から丸3年が経とうとしている平成31年2月26日、行政問題委員会主催で、審理員や行政不服審査会委員を経験する会員を中心に、合計23名が集まって意見交換会を開催しました。

2 総務省統計について

冒頭、東重彦副会長の挨拶ののち、八木正雄会員より、総務省行政管理局が平成30年12月に公表した「平成28年度行政不服審査法施行状況調査（国における状況の概要）」について説明がありました。統計上、改正法においては旧法下より認容率が低下しているのでは、との問題提起もありました。

3 各自治体の現状報告

続いて、比較的対応案件が多いと思われる自治体を中心に、現状報告がありました。

大阪市行政不服審査会委員である田中宏会員、岸本佳浩会員からは、改正法施行後の行政不服審査会への答申件数、部会編成のほか、運営上の特徴等について説明がありました。また、審理員を内部職員が務める場合と非常勤嘱託職員の弁護士が務める場合の区別について大阪市の考え方や実態について報告がありました。

大阪府の行政不服審査会委員である松村信夫会員、矢倉昌子会員、同経験者である中川元会員からは、大阪府行政不服審査会の答申状況や部会編成のほか、諮問案件の特徴や、認容答申を行った事例を抽象化した内容を中心に、審査会での審議状況の説明がありました。

続いて、堺市審理員である濱和哲会員からは、年間処理件数や案件の種別についての報告があり、続いて、大津市審理員である木虎孝之会員及び東尚吾会員から、年間処理件数等の報告がありました。両自治体は、弁護士が

2名ずつ審理員候補者となっており、新規案件の都度、事務担当職員が配点し、分担しながら審理事務を行っているとのことでした。

4 意見交換

続いて、永井秀人会員の進行のもと、行政不服審査手続の運用上の問題点等についての意見交換がありました。

まず、審査請求手続全般に関するものとして、審査請求人の代理人弁護士が就任している案件については比較的僅かであること、行政書士が代理人となった例などの報告もありました。

次に、審理員手続については、争点整理の工夫について意見交換がありました。審理員が電話にて審理関係人から聴取した場合の記録方法や、行政不服審査会委員からみた審理員による争点整理の印象など、様々な意見がありました。事実を証する書類の取扱い、口頭意見陳述の案内や記録方法など、様々な運用上の問題点に関する意見交換が行われました。

続いて、行政不服審査会での審議については、諮問書の内容や添付資料、審査会での説明者の属性等、各自治体の取扱いにつき協議をしました。また、答申について、付言事項をつけるか否か、「違法」とまではいえない場合「不当」と判断するか否かなどについての意見交換もなされました。

5 さいごに

行政不服審査手続の詳細が法定されていないなか、審理員や行政不服審査会の各経験者は、それぞれ、審理の進め方や事実認定について、日々模索しながら懸命に進めている実態が垣間見え、大変有意義な貴重な機会となりました。

